

議事日程(第5号)

平成24年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 発議第6号 二次医療圏設定変更に関する意見書
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第6 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第7号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第14 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 発議第6号 二次医療圏設定変更に関する意見書
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 閉会中における株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会活動について
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
-

出席議員（16名）

1 番	水町 茂君	2 番	徳久 信義君
3 番	岩崎 信や君	5 番	緒方 直樹君
6 番	池田 堯君	7 番	中村 末子君
8 番	黒木 正建君	10 番	後藤 隆夫君
11 番	青木 善明君	12 番	松岡 信博君
13 番	永友 良和君	14 番	柏木 忠典君
15 番	八代 輝幸君	16 番	津曲 牧子君
17 番	時任 伸一君	18 番	山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 老岐 昌敏君 事務局補佐 鳥取 和弘君
 議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	加行 正和君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	井上 敏郎君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	日野 祥二君
教育総務課長補佐	飯干 千浪君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

昨日の議員協議会終了後、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は27件で、うち報告4件については報告を受け、同

意3件、諮問1件、規約の変更1件につきましても既に本会議におきまして審議を終えたところであります。残りの、認定9件、剰余金処分1件、条例改正2件、補正予算6件の18件につきましては、各常任委員会並びに特別委員会にその審査を付託され、審査を終えたところでございます。

新たに、議員提出議案1件が追加提出されております。その内容について事務局より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第33号

日程第3. 議案第34号

日程第4. 議案第35号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第4、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成24年第3回定例議会において総務環境常任委員会へ付議されました案件は、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定中関係部分、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について、議案第34号高鍋町税条例の一部改正について、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分です。

審査期間は平成24年9月12日午後から18日までの4日間、第1委員会室及び現地にて審査を行いました。審査議員は、認定第1号については柏木監査委員を除く委員全員、議案33号、34号、35号については全員で審査を第1委員会室で行いましたので、その経緯と結果を報告いたします。

なお、報告については議案順及び担当課順に行います。また、全ての審査部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

まず、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定中関係部分です。

会計課から、委託金は若干落ち込んでいるものの、定期預金利子など小まめに行い、わざわざであっても歳入増加に努め、手数料が必要な金融機関へ働きかけるなど、努力で、わ

ずかですが貢献できたものと思っているとの報告でした。

上下水道課では、合併浄化槽について成果報告がありました。52基の浄化槽が設置され、水環境整備に成果があったと報告がありました。委員から設置基数に限度があり、町単独で補助できなかったかとの問いに、国・県補助の範囲で行っている事業で、町単独で補助は考えていないとの答弁がありました。

次に、総務課では、昨年の東日本大震災津波被害で高鍋町からも4人の職員を派遣してきました。災害地からは長期の支援要請が来ているが、高鍋町では行財政改革で大幅な職員減少の中で、応えられずにいるとの説明がありました。しかし、このことで町民の災害に対する危険意識、危機意識が高まり、行政対応要望が大いに出ているということが報告ありました。

平成23年度での特徴的な業務は、地域環境保全対策等の補助金により、屋上断熱工事とあわせ、太陽光発電パネル設置及びLEDなどの省エネ対策を進めたことにより、途中経過ながら光熱水費を16.2%削減を図ることができたこと。災害対応として、備品や食料備蓄、自主防災組織育成を図りながら、自助・共助の意識づけを町民へ行ってきたこと。また、土砂災害マップや標高表示を作成し、安全に避難していただけるように地域住民への啓発活動を展開しているところであるとの報告がありました。日常的な安全対策として、防犯パトロール及び特別交付金を利用したカーブミラー設置など交通安全環境確保・改善に努めたとのことでした。

消防関係では、東児湯消防組合への負担金及び消防団員関係支出の報告がありました。消防団員は251人で、7人が退団。火災及び行方不明者捜索など11回の出動、86日の訓練など、地域住民の安全・安心を守る意識高揚に日々訓練を重ねているとのことでした。また、昨今の行財政改革で職員数が減少しているが、住民サービス低下にならないように人材育成を行っており、その効果はあるとのことでした。

選挙関係では、県議会、農業委員会、小丸川土地改良区などの選挙費用ですが、啓発活動を行っているとの報告でした。

委員から、太陽光発電の寿命はどの問いに、寿命についてはおおよそ15年ぐらいと聞いているが、まだはっきりしたところはわからないとの答弁でございました。

食糧備蓄についてどうかとの問いに、乾パン・水でも御飯となるものが500食——これは成果報告書28ページに記載してあります。特に委員会では、乾パンなどの試食を行いました。これはおいしい、というパンもありましたが、乾パンなどは固くてちょっと思いながら、氷砂糖と食べると大丈夫でした。

また、安全対策について、カーブミラーやガードレール設置について住民要望は実現しているのかとの問いに、できるだけ住民要望には応えているが、なかには地域で意見調整があり実現していないものもあるとのことでした。

暮らしのアドバイザーの活用は図られているのかに対して、無料法律相談5回、11件あるが、その後の追跡はしていないとのことでした。

行政改革で職員が削減されているが、仕事の量は多くなっていないか、業務は遂行できているのかとの問いに、もう少しふやさないといけない状況にあるとの答弁でした。

通学路の点検整備についてはどうしているのかとの問いに、教育委員会と洗い出しを行っている。解決が図られるもの、どうしたら解決できるのかなど振り分けをし、合同会議を行っており、竹鳩橋、いろは坂など6箇所が危ないという確認・認識はしているとの答弁でした。

次に、税務課関係です。個人・法人ともに調定額は落ちましたけれども、農業所得は春キャベツが良かったことで納税額が大きく落ち込まず、96.6%にとどまったと。しかし、事業収益の厳しさがうかがえる年度であったとの報告でした。

固定資産税などについても、大型店舗や共同住宅新築などによる増があるものの、新たな航空写真導入によって机上による土地家屋の状況確認が可能となり、課税客体の抽出等の処理速度が向上したこと、十分な財産調査により、差し押さえなど適正な滞納整理を行うことで収納率の向上を図ることができたとの報告がありました。

軽自動車税については増額となっていますが、昨今の景気の低迷と原油高騰による買いかえが進んでいるのではと考えられるとのことでした。

町たばこ税については、2,400万円の増収ですが、たばこ税の改正によるものと判断しているとのことでした。この税収納にはコンビニ収納が増加しているとのことでした。

印刷物や情報の共同化により、わずかであっても費用を抑えることができたとの説明がありました。

委員から旅費について説明が求められました。鹿児島、平戸、熊本等先進地において研修を重ねることにより、有効な徴収活動の研修ができたとの答弁でした。

また、備品購入費にレーザー計測器というのがあるがとの問いに、今どきの家には中庭がある建物があり、今まではメジャー測りをしていたが、レーザー計測器では空間設計の調査も容易にできるようになったとの答弁がありました。

次に、政策推進課関係です。歳入で、地方譲与税から地方特例交付金まで、ほぼ昨年度比較で減少している実態が報告されました。また、地方交付税は25.4%増額しているが、子ども手当などによるものであるとのことでした。

地域活性化、きめ細かな臨時交付金などについては、3カ年事業の中で各関係課より要望されていた財政計画を一部繰り上げたりして活用できる資金として、高鍋町として、配布予算以上の申請を行い、調整を図りながら、事業計画が進捗できるように頑張った成果が出ているのではないかと報告がされました。

ふるさと納税に関して、感謝の気持ちで返礼している温泉券だけでなく、これからは一定納付金額以上については特産品など差し上げるほうが喜ばれるのではないかと検討しているとのことがありました。

また、有料広告については、委員より質議がありました。現在5件で、広報たかなべ、大時計台など、わずかであっても地域事業所に協力いただいているとの答弁でした。

また、スポーツキャンプについて、委員から昨年より利用数が多いのではとの問いに、西都市でキャンプを予定したダブルブッキングしたものが、高鍋町に要請があり引き受けたものとの答弁がありました。また、これに関連して、ピッチングマシーン購入については、キャンプだけでなく地域のスポーツ育成にも活用しているとのことでした。

地方バス路線維持関係では、例年どおりの県補助要綱どおりの活用が図られているとのことでした。しかし、公共交通に関する報告として、昨年、運営委託業者の倒産により臨時雇用してバスを借り上げ運営したり、バス会社に委託したりして何とか維持してきたとの報告がありました。

委員から、公共交通に関する意識調査をしたとのことだが、アンケート回収率及び意識調査の結果報告は出ているのかとの問いに、おおよそ50%の方がアンケートに答えていただいている。また意識調査の結果については、現在まとめを行い、これから本格的に内容精査を行うところであるとの答弁でした。

また、基金関係では、庁舎等の関係もあり、公共施設関係の基金増も図ってきたとの報告がありました。

次に、議会関係です。議会では、議会・公平委員会・監査の3部門を持っています。

議会旅費関係で県外調査などにより増額した。また、議員年金廃止に伴い、共済費負担分が増額したとの説明がありました。委員より、その共済費増額分について、いつまで続くのかとの問いに、議員年金を受け取られる方がいなくなるまでと考えますとの答弁でした。

公平委員会は、例年どおり報酬などです。

監査委員については、代表監査、議会代表と2名の監査委員の全国監査委員研修などを初め、条例報酬によるものなどです。

次に、町民生活課関係です。町民生活課の総務環境常任委員会部分では、住民基本台帳やごみなどの環境に係る部分の審査となります。まず、戸籍住民基本台帳関係では、日常業務はもちろんのこと、特に外国人登録問題が法制化され、それに伴い、外国人登録制度廃止によるシステムの改修が予算の大半を占めたとのことでした。

環境関係では、墓地台帳整備を行い、唐木戸墓地を含む75箇所の確認を行い、これから相談があったときに、台帳で確認できるようになるとのことでした。

委員から、村墓地管理について質議が出されました。答弁では、村墓地は基本的に地域住民及びそこに埋葬されている管理団体により管理が行われており、基本的に唐木戸のように直営で行っている墓地以外については、町管理ができないとのことでした。

ごみなどの関係では、収集委託、処分委託、処分地管理委託などについて説明がありました。

次に、口蹄疫に伴う埋却地の水質調査のモニタリングについて、委員よりどうなるのかとの問いに、当初3カ年で終了予定だったが、県で現在検討されているところである。あと2カ年延長する意向であるようだが、こちらにはまだ来ていないとのことでした。

以上、説明、議論を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質議を行います。（「全部終わってない」と呼ぶ者あり）失礼しました。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） 済いません。引き続き。

次に、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について、担当課の説明を求めました。

今まで災害時において対策本部設置については、県と一体化した設置であったが、自治体単独で対策本部が設置できるとの説明でした。

委員から、単独でできるようになるのはよいが、そのための予算はあるのかとの問いに、今までも対策本部について県から特段の予算措置はなかったもので、今までと何ら変わりないとの答弁でした。

説明、議論を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号高鍋町税条例の一部改正については、寄附金控除について県と同様に行うものとし、NPO法人などの団体への寄付金控除についても適用を受けられるものとするものと説明がありました。

説明は終了し、質疑を求めましたが、質議もなく、討論を求めましたが、討論もなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分については、全体的に職員異動に伴う人件費の整理、中央公民館、健康づくりセンターなどへの電話回線の不具合が生じ、ADSL・光回線への変更を行うもの。

文書広報費に関しては、ミヤザキイーブックスと協議し、町史、町広報などの管理を電子書籍化し、全国誰でもパソコン、スマートフォンなどで見るようになるシステムにすることとし、町史については販売する冊子もなくなり再販もできずにいたが、これで簡単に見ることができるようになるとの説明がありました。

委員より、ランニングコストがかかるのではとの問いに、年額4万2,000円かかるとのことだが、町にサーバーを置くことを考えたときの費用から考えると安いと判断しましたし、パソコンやスマートフォンなどで見られれば宣伝効果もあると判断したとの答弁でした。

今回の人件費関係で、鬱を発症した職員が病休であるとの説明。また、町民生活課関係では職員が1名減らされ、22条職員で対応しているとの説明がありました。

委員2名から、職員数が大幅に削減され、このままでは住民サービスもできなくなるおそれがあると指摘。また、新富町の例を話し、職員の健康管理及びこれ以上の職員の削減については問題があるのではないかと指摘がありました。

これで説明、審議は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、総務環境常任委員会に審査を付託されました案件全ての報告を終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 大変失礼いたしました。以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質議を行います。

まず、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質議を行います。

質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

次に、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について質疑を行います。

質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

次に、議案第34号高鍋町税条例の一部改正について質議を行います。

質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分に対して質議を行います。

質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長長の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。それでは、続きまして、産業建設常任委員会の報告を行います。

平成24年第3回定例議会におきまして産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算書中関係部分について、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についての2件であります。その審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は9月12日から9月18日までの4日間、第3委員会室に、産業建設常任委員5名が出席し、今回の2件の案件に係る関係課長及び関係職員の出席を求め、案件の説明を受け、慎重に審査を行いました。

認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算書中関係部分について、初めに農業委員会より説明を受けました。

歳入の主なものは、農業手数料として登記事務手数料や証明手数料、県支出金の農業費補助金として、農業委員会等交付金165万2,000円、農地制度実施円滑化事業補助金160万8,000円、農業費受託事業収入として農業者年金業務委託金59万2,000円、農地保有合理化事業等事務委託金13万5,000円などです。

歳出の主なものは、農業委員会費で農業委員13名分の報酬770万2,710円や、事務局職員の3名分の給料1,265万9,853円などです。

また、負担金補助及び交付金では、宮崎県農業会議負担金、農地制度実施円滑化事業補助金などであるとの説明を受けました。

委員より、農地転用の場合、土地改良区であれば意見書は徴収するが、改良区以外の任意の団体の場合、意見書は徴収するのかの問いに対し、意見書の提出は求めないとの回答がありました。

次に、建設管理課より説明を受けました。歳入の主なものは、使用料及び手数料で、商工施設使用料、高鍋駅前駐輪駐車場の使用料633万1,640円、道路占用料としてN T T、九電の電柱の占用料365万7,486円などが上げられます。国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金で、現年発生補助災害で坂本・鬼ヶ久保線611万1,000円。国庫補助金では、道路橋りょう費補助金4,350万5,000円、住宅費補助金として公営住宅家賃低廉化事業1,705万6,000円や公営住宅長寿命化策定業務184万2,000円などが上げられます。

委託金としては、河川費委託金で水門操作委託、国の管轄12箇所295万5,967円、県の委託金としては、県の管轄の9箇所の水門操作委託金62万4,750円などが主なものであるとの説明を受けました。

次に、歳出の主なものは、商工費の自動車等駐車場管理費658万2,022円。

道路橋りょう費では、委託料として道路台帳整備業務委託に4,305万円、道路維持費として2,215万5,222円、町単独道路改良費として3,139万5,548円などが上げられます。

再編交付金事業としては、下永谷(3)線の道路改良工事1,849万5,000円、社会資本整備総合交付金事業費としては1億64万8,687円である。

次に、河川費の河川総務費としては、委託料として水門操作の183万7,091円、自然災害防止事業費では県営事業山下地区急傾斜地崩壊対策事業——これは町負担10%であります——の350万2,000円です。

都市計画費では、公園管理費1,507万1,776円。

住宅費では、住宅管理費の2,920万6,831円。

補助災害復旧費として坂本鬼ヶ久保線の災害復旧工事や、町単独災害復旧費として坂本・鬼ヶ久保線の測量設計委託や、茂広毛平付・上永谷線ほか3件の工事請負費などが上

げられるとの説明を受けました。

委員より、水門の周辺に草が生えているが管理はどこがするのかの問いに対し、水門操作については町が委託され月1回程度実施しているが、草の管理については県になっているとの回答がありました。

また、公営住宅家賃低廉化事業とはとの問いに対し、現在持田団地の家賃の補助を国が行うものであるとの回答がありました。

公営住宅長寿命化の判定はの問いに対し、全ての判定が終了し、堀の内団地については老朽化と津波のことも考え、建てかえが必要だとの判定が出ましたが、場所を移動して建てかえるかどうかは現段階ではわからないとの回答がありました。また、公営住宅の家賃の支払いについては、払えないときは保証人から徴収しないと保証人を立てている意味がないのではとの問いに対し、厳しくやっていきたいとの回答がありました。

続いて、上下水道課より説明を受けました。歳入はなく歳出につきましては、都市下水道管理費の137万9,000円で、内訳は、都市下水道の浚渫工事請負費に129万1,500円、草刈り等の賃金の※87万5,000円と公共下水道費の繰出金1億6,345万6,000円であります。委員からの質問はありませんでした。

最後に、産業振興課より説明を受けました。歳入の主なものは、農林水産業費分担金の農業費分担金で、基幹水利施設管理事業分担金、農業費補助金では、口蹄疫緊急対策資金利子補給補助金、大規模担い手育成等コスト低減対策事業補助金や農村振興総合整備事業費補助金である。

次に、商工費県補助金の商工費補助金では、宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金、農林水産業費の委託金として、埋却地管理支援事業委託金、松くい虫薬剤防除委託金。また、貸付金元利収入としては、中小企業融資資金貸付元利収入などが上げられる。

歳出の主なものは、農業振興費の負担金補助及び交付金で、負担金では、青果物価格安定対策事業負担金、補助金では、茶業経営構造改革総合対策事業補助金などが上げられる。

次に、新生産調整対策事業費の負担金補助及び交付金で、補助金として転作補助の高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金1,361万9,345円、畜産業費の負担金補助及び交付金では、負担金として、宮崎県畜産共進会町村負担金など、補助金として、鳥インフルエンザ経営支援補助金などが上げられる。

農地費の委託料としては、一ツ瀬川地区基幹水利施設管理事業委託945万8,000円。

負担金補助及び交付金では、負担金として、一ツ瀬川総合パイロット事業公共施設事業負担金1,366万2,765円などが上げられる。

地域振興費の負担金補助及び交付金では、補助金として環境保全型農業推進補助金、ひまわりの種子代等が上げられる。

農村総合整備事業費の工事請負費として、牛牧・南牛牧線道路整備などが上げられる。

農村施設費では、第三セクター運営資金貸付金1,800万円や農産物加工施設設計業務委託料などが上げられる。

※後段に訂正あり

商工業振興費として、鉱山保安管理業務委託——これは天然ガスの保安管理であります——162万6,100円。

負担金補助及び交付金では、補助金としてまちなか活性化事業補助金や口蹄疫復興プレミアム商品券発行特別支援事業補助金などが上げられる。

観光費の工事請負費として、大時計台の補修工事費、負担金補助及び交付金の補助金として、観光協会補助金などが上げられるとの説明を受けました。

委員より、まちなか活性化事業の効果はとの問いに対し、町家本店を中心に4つのプロジェクトを拡大し、今後も活性化を広げていくとの回答がありました。

プレミアム商品券の効果はとの問いに対し、販売実績の資料が提示され、中でも小売業につきましては94件で、1件当たりの売上げが約平均81万円程度であったとの回答がありました。

また、農業に対する町単独の補助金の効果はとの問いに対し、ひまわりのイベントでは昨年の3倍以上の集客、四季彩のむらでも子供たちの農業体験を実施し、人がふえたとの回答がありました。

めいりんの湯に関しましては、たくさんの質問がありましたので、かいつまんで報告いたします。

1つ目は年間600万円の返済、月に換算しますと50万の返済になるが、返済は可能なのかの問いに対し、現在月50万円は可能との回答がありました。

2つ目は、国からの第三セクター等の抜本的改革の推進通達文の中の、経営収支が赤字のもの、債務超過であるもの、地方公共団体から補助金または貸付金等の財政支援に依存しているものに当てはまるのではないかの問いに対し、現在の温泉はそのような状態になっていると思う。23年度は何らかの手立てを取るべきだったと思うとの回答がありました。

3つ目に、今後の対応はとの問いに対し、JA、商工会、信金等含め、※入場者の拡大、セールス、食堂への集客など活性化に向け取り組んでいきたいとの回答がありました。

4つ目に、検討委員会等を立ち上げなくてはいけないのではとの問いに対し、外部からの公認会計士等の専門家を交えての検討委員会を現在立ち上げる考えはないとの回答がありました。

認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳出歳入決算書中関係部分について審査を終了し、まとめに入りました。

討論はなく、採決の結果、歳入歳出決算書中関係部分については、賛成少数で認定しないものと決しました。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について審査の経過及び結果を報告いたします。

初めに、農業委員会より説明を受けました。歳入の主なものは農業費補助金で農業委員会等交付金は9,000円の減、農業経営基盤強化事業取扱交付金、農業費受託事業収入

※後段に訂正あり

として農業者年金業務委託金などであります。

歳出の主なものとは農業委員会費で、給料や職員手当、農業経営基盤強化事業費、農業者年金受託事業費などであるとの説明を受けました。委員からの質問はありませんでした。

次に、建設管理課より説明を受けました。歳入の主なものとは、公共土木施設災害復旧費負担金で、現年発生補助災害復旧費負担金、坂本・鬼ヶ久保線ほか4路線の2,067万7,000円。

歳出の主なものとは、道路維持費の133万1,000円、負担金補助及び交付金では、自然災害防止事業費で、脇地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金150万円、補助災害復旧費として坂本・鬼ヶ久保線ほか4路線3,110万円、これにつきましては地図や写真で説明を受けました。

単独災害復旧費として、災害箇所の落石防止柵などの工事請負費500万円などであるとの説明を受けました。内容に関しての委員からの質問はありませんでした。

続いて、上下水道課より説明を受けました。歳入はなく、歳出では公共下水道費繰出金46万6,000円を歳出調整のため減額するものであるとの説明を受けました。委員からの質問はありませんでした。

最後に、産業振興課より説明を受けました。歳入の主なものとは、農業費補助金1,591万円で、青年就農給付金等4件であります。

商工費補助金では、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業補助金300万円であります。

農業費委託金として、埋却地管理支援事業委託金625万7,000円などであります。

歳出の主なものとは、畜産業費の補助金で埋却地管理支援事業補助金、農地費の補助金としては農業体質強化基盤整備事業補助金、農政企画費の補助金としては青年就農給付金、商工業振興費の補助金では口蹄疫復興プレミアム商品券発行特別支援事業補助金、観光費の委託料として観光交流促進及び魅力情報発信事業委託費、工事請負費としては内野々農業用水施設の災害復旧工事であるとの説明を受けました。

委員より緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助の事業計画はどのような内容なのかの問いに対し、めいりんの湯の集客アップにつながる取り組みの強化、商品や料理メニューの開発、イベントや日帰りツアーの企画実施、広報活動等の4項目にわたる計画を立てていると資料を提示し、回答がありました。

議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、全ての審査を終了し、まとめに入りました。

討論はなく、採決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） ここでちょっと休憩します。

午前10時43分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 済いません。訂正いたします。

1つ目は、都市下水道管理費の137万9,000円の内訳のうちに、都市下水道の新設工事負担費に129万1,500円と、草刈り等の賃金を87万5,000円と言ってしまいました。失礼いたしました。8万7,500円に訂正いたします。

それと、めいりんの湯のところでありますが、入湯者を入場者と言ってしまいました。訂正してお詫びいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質議を行います。

まず、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質議を行います。

質議はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案の、認定の第1号中関係部分なんですけれども、認定しないということになっているようなんですけれど、討論と聞くと、討論がないわけですね。具体的に、どういったところで認定できないのかというところがちょっとわかりにくい部分があるんですが。何で認定できないのかという内容が、ちょっと報告ではよく理解できないんですけど、そのところはどうなってるんでしょうか。ちょっと聞きたい部分もあるんですけど。

やはり、認定しないということになれば、やっぱりちゃんとその場で認定しない理由をはっきり言っていたかないと、やっぱり、ああこういう理由があったから認定できないんだなというところが確認していかないと、ちょっと議会としては違うかなというふうに私は思いますので、できればちょっと、そのところを答えていただきたいと思うんですが。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） 今の中村議員の質問に対してお答えいたします。私の――審査が3日かかったんですが、この件につきましては。思うところでは、まず今の段階を見ている限りでは、この1,800万円の返済が経営状況から見て無理なのではないかということが1点と、多分、この段階で報告の中にもありました、議会としては検討委員会を立ち上げたわけですが、めいりんの湯関係の取締役と理事会等の中で、そういう検討委員会等をですが、まだ立ち上がっていない状態ということで、そこあたりが不安なんじゃないかなということで認定しない理由じゃないかと思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の委員長の質疑に対する答弁を聞いていると、委員長のそれは思ったことであって、反対をされた方の思いではないというふうに私は捉えるんです。そういうふうになった場合に、やはり委員会としてきちんと、なぜ認定しないのかというこ

とを明らかにちゃんとしないと、認定しない理由がわからないままに、ただ認定しないというふうになってくると非常にまずいんじゃないかなと思うんです。私は、例えば特別委員会の中においても、私が反対の場合は必ず、本会議場で討論で明らかにしますというふうに言って、私は反対なり——賛成でも一緒ですけども——していくと思うんです。

だから、意見というのは、賛成であっても反対であっても意見というのは出されるというのが、私は議員としての本来の役割だと思うんです。そこを、委員長の推測すること、今までしたことで推測することで報告としては、非常に私まずいんじゃないかなと思うんです。やはりそこはちゃんとなぜ認定しないものとするのかというところの理由をしっかりとここで述べていただかないと、理由がわからないのでは、正直な話、執行部としても取り計らいようがないというか。やっぱり反対をすれば反対をするなりの、認定しないなりの理由が絶対あるはずですから。

だからそこをちゃんとと言わないと、これから例えば改善するにしても何をするにしても、議会議員としてやっぱりそこを改善させるように、私も反対するからわかるんですよ。だけどちゃんと私は反対討論なり言って、そこの中ではっきり今までも理由を言ってきたと思うんですね。反対するのはこういう理由で反対するよと、だから認定しないよ、ということをやっぱり言うということをもう少し、私は、委員会のあり方そのものを、委員全員が、私は考えていくべきじゃないかなと思うんです。そうでないと、どれだけ長い時間を審議にかけたところで、本会議場で——本会議主義ですから——本会議場でちゃんとした委員会の審査状況が報告されない限り、やはり私たちは、委員会で審議を行ったという段階には至らないというふうに思うんですね。

これはやはり途中経過であっても、本来なら委員会がある段階の中で、討論がもし出ないということになれば、その段階で、休憩をとってでもちゃんと討論を出してもらわないと困るというふうに言っていただかないと、私は委員会そのものの役割が果たせたいと思わないと思うんです。私はこれは委員長だけの責任ではなく、委員会全員の責任だと思うんですね。私はやっぱりそこは明らかにしていただかないと、何で認定されないのかなって。私自身も認定するつもりもないけれども、だけど私はちゃんと討論するということを言ってますので。討論をするという発言があったのかどうかというと、そういう発言はなかったと思うんですよ。討論しますということ言われてないと思うんですよ。委員長の報告の中で。たとえここでもし討論があったにしても、それはやっぱり委員長の報告として、認定されないということですから。反対者が同数とかで、同数で委員長の判断で、同数で認定すべきものというふうになったのなら、まだね、まだ理解できるんですよ。それでも、2名いれば、ちゃんと意見を言えるべきですよ。言えなきゃ、なぜ認定できなかったのかということがわからないもの。

議長、私ねやっぱりそこら辺、ちゃんと指導を、私すべきだと思うんですけど。ちょっと休憩してくださいよ。

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩します。11時から再開します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。委員長。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） それでは、先ほどの質問に対しまして答えられる範囲でお答えします。

特別委員会を開いて資料を提示した段階での、それから4カ月間の間の収支を見ますとマイナスが出ているという件が一つ。反対の理由はですね、認定しない理由。それと償還計画においては、4カ月間のうちで今、1,700万円の減額になっている。そういうところから鑑みて認定できないということ。

それと、あと、この認定しないという反対討論を松岡議員がこの本会議場で行うということです。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分に対して質議を行います。質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質議を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質議を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） おはようございます。文教福祉常任委員会に付託されました件についてお伝えしたいと思います。

平成24年第3回高鍋町議会定例会において文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分と議案第35号平成24年度高鍋町一般会計予算書中関係部分の2件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月12日から18日の4日間、第4委員会室にて、文教福祉委員全員が出席し、執行当局に担当課関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査においては高鍋総合体育館及び中央公民館に行っております。

初めに、認定第1号中関係部分、町民生活課であります。国民年金事務費の主なものは、事務補助パート1名分と繁忙期2カ月分。役務費では年金情報照会端末用電話回線使用料とコピーチャージ料。備品購入費ではプリンターの購入であります。ちなみにこのプリンターは、お客様への情報提供用のカラープリンターであるとの説明であります。

次に、社会教育課であります。美術館について。専門員の学芸員はいるのかとの問いに、

現在町職員1名が学芸員の資格を取っているとの答弁でありました。また、委員より美術館の運営協議会の動きはどうか、美術館を活用し高鍋を活性化する考えはあるのかとの問いに、ことしから新館長に来てもらっているので、その方を中心に運営方針をたてて今後進めていく考えであるとの答弁でありました。

次に、学校支援地域本部事業です。学校の要請に応じて総合学習の講師派遣、環境整備及び登下校の見守り活動に地域コーディネーターを介しボランティアを派遣するなど、学校の活性化を図った。また、児童生徒にとっても学校だけではできなかった体験活動ができるようになり、支援を行うボランティアにおいても自分の持つ知識を活用できる生涯学習の機会実現の場となっているとの説明を受け、委員より学校支援ボランティアは何団体あるのかとの問いに、登録団体は4団体である、ただし登録はしていないが積極的に協力していただいている団体は10団体あるとの答弁でありました。

次に、公民館費です。公民館舞台つり物機構取りかえ工事について。公民館ホールのどんちょうや照明などを昇降させるワイヤーロープや、マニラロープなどの取りかえを行い、事故等の未然防止を図ったとの説明を受けております。

次に、図書館費についてです。古文書を整理保存するため2名のパート職員を雇用し、今回66冊修復しております。また、古文書データ化事業で、冊数で1,563冊をデジタルカメラで撮影し、DVDに記録、これにより古文書記録を将来に渡って残すことができ、また古文書の閲覧、情報提供がしやすくなり、解読が進むものと考えているとの説明を受けております。そのほかに図書館の門のところにありますが、門柱を撤去し、出入口を広げる改修工事を行ったとのことでありました。

次に、体育施設費についてです。町体育館の耐震診断を行っており、診断結果全体的には耐震性能が高いとのことであるが、一部補強を要するとの説明を受けております。また、総合体育館の風除室改修工事を行っております。これは、体育館は入口の風除室が地盤沈下によりドアサッシが下がっていたので、特殊ウレタン注入工法で地盤改良するとともに風除室を改修したとの説明を受けております。

次に、健康福祉課であります。高鍋町社会福祉協議会に対する補助事業及び高齢者等相談支援事業委託です。社会福祉協議会との連携により住民が主体的に取り組む地域福祉活動を推進し、コミュニティの土壌づくり、利用者住民に支持される質の高い福祉サービスの提供及び福祉ニーズの把握等、効率的な事業の展開を図ることができたとの説明を受けております。また、相談支援事業の件数は182件で、生計に関する相談が58件、財産に関する相談が17件、人権法律に関する相談が18件でありました。

次に、緊急通報システム事業です。民生委員等を通じて、設置申請のあったものを審査して決定する、設置センター方式で事業を展開する委託業者がレンタル方式で行い、利用者からの日常的な相談、緊急な場合の関係機関への連絡、通報を行う。利用者は住民税の課税状況に応じたレンタル料の1割から全額を負担し、その差額分を町が負担するとの説明を受けております。委員より、成果はどのようなことがあったのかとの問いに、フリー

ダイヤルでの緊急通報や健康相談がいつでもでき、万一の事故や詐欺被害を防止できるほか、自立支援にもつながった。設置者数が25名、緊急が2件（うち救急車要請入院が1名、死亡1名）、相談56件、安否確認272件であるとの答弁でありました。

次に、災害時要援護者マップ作成です。平成22年度に引き続き、町内の65歳以上の高齢者に調査表を送付し、家族や生活状況、疾病の状況等を調査行っております。今後予想される介護予防対象者や、支援対象者の把握とともに、同時に実施した災害時要援護者登録において、町内の避難困難者の実態をつかむことができたとの説明を受け、委員よりこのマップ作成は完成したのかとの問いに、全ての要援護者の打ち込みは終わっているが、現在申請書の精査をしているところである。また、調査票の記載漏れがあるなど、一部調査が不十分などところがあるので、必要であれば再度聞き取りを行う予定であるとの答弁でありました。

次に、老人福祉費工事請負費です。地域支え合い体制づくり事業。地域住民の集いの場として広く利用されている中央公園に、高齢者等が手軽に運動に使える健康遊具を設置しております。高齢者の健康増進に寄与しているとの説明を受け、委員より中央公園の健康器具はどのように具体的に活用されているのかとの問いに、現在、高齢者、視覚障害者等が利用しており、健康増進に寄与しているとの答弁でありました。ちなみに現在設置している健康器具は「てくてく」と「ふみふみ」であります。

次に、公有財産購入費であります。旧舞鶴荘の施設購入費です。平成24年度に高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設として整備するとの説明を受け、委員より現在の整備状況はどの問いに、4月、5月から、住民団体、公民館連絡協議会、老人クラブ等に内覧会を行って意見を出してもらっておる。それをもとに、8月までに設計が現在でき上がっているところであるということです。また、今後工事ということになりますと、4カ月程度みているとの答弁でありました。

次に、障害福祉費扶助費になります。自立した生活が困難な障害者に対して、各種サービスを提供することにより、障害者の自立を支援し介助者の負担を軽減、また障害程度区分認定にかかわる事務を効率的かつ円滑に行っております。成果としましては、介護給付1,646件、訓練等給付694件、補装具給付43件、障害程度区分認定事務が25件とのことであります。

次に、児童福祉費児童措置費です。放課後児童クラブ委託事業になります。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成の向上を図っております。保護者の就労支援を行うとともに、放課後児童の安全の確保に欠かせない事業となっており、年々希望者が増加しているとのことであります。

次に、保健衛生費母子衛生費になります。妊婦・乳幼児健康診査事業及び予防接種事業についてです。委員より平成23年度の受診率は良好だったのかとの問いに、妊婦健診については対象の方はほとんど受けているが、予定日より早く生まれたり、また流産するな

ど等いろんなケースがあったということで、よって、母子手帳交付が215名いましたが、全員が14回分を受けているわけではないとのことであります。また、子宮頸がんワクチンの予防接種は保護者の判断によるので、対象者の5割弱ぐらいであり、ヒブワクチンは1歳ぐらいまでの方が受け、約8割が受診しているとの答弁でありました。

次に、健康づくりセンター費、プール管理業務委託事業です。委員より、プール入場者が過去最高となった理由はとの問いに、水中運動普及員を20名養成し、その方にプール利用の促進をお願いしたことや、無料で参加できる教室を開催し、利用者数の増を図ったことが要因と考えるとの答弁でありました。またこの普及員は、プールを現在利用している町民の方々に声をかけ、普及員になってもらっているということでもあります。

次に、教育総務課であります。教育研究所運営事業です。平成19年度から取り組んできた、ふるさとへの愛と誇りを持つ児童生徒の育成を研究テーマに、各校から推薦された教諭8名が、第25期研究員としてふるさとと教育にキャリア教育の視点加えた研究と実践を行っております。成果として、社会教育課が行っている学校支援地域本部事業における地域コーディネーターの協力をもとに、職種や人材を登録した人材バンクを作成したことで、4校で共有できる人的体制整備を行うことができたとの説明を受けております。

次に、適応指導教室運営事業です。不登校など、学校への適応に問題を抱える児童生徒について、学校及び保護者、関係機関と連携を取りながら、教育相談や適応指導、学習指導を行い、早期学校復帰、学級復帰を目指すことを目的とすると説明を受け、委員より何人の方が対応され、何名が改善が図られたのかとの問いに、相談員は1名であるが、自立支援事業の方と連携して対応していると。通級児童生徒数、現在5名のうち3名の改善が図られたとの答弁でありました。

次に、小学生夏休み課題特別応援講座です。8月2日から5日にかけての4日間、高鍋町中央公民館にて実施しております。児童8名程度につき1名の指導者を配置し、学校から課せられた夏休みの課題指導を行った。参加人数は当初、1日20名を予定していたが、定員を大幅に上回り、1日53名であったとの説明を受け、委員より東・西小学校の交流とあるが、具体的にどのようなことを行ったのかとの問いに、東・西小学生を、学年もばらばらにして班編成を組み交流を図った。また、これによりお互いどんな勉強をしているのかを見て、よい刺激を受けたようであるとの答弁でありました。

次に、幼稚園就園奨励費補助事業であります。私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、国が定める補助限度額及び区分に応じて高鍋町が定める要綱に基づき補助を行っております。23年度は55%から10%引き上げし、65%とし、さらなる保護者負担軽減を図ったとの説明を受けております。

学校生活支援配置事業です。特別な支援を必要とする児童生徒への支援活動や特別支援学級運営の補助を行うことを目的として、生活支援員を雇用し各校へ配置している。成果として、教諭の負担軽減につながり、学級における学習活動の幅が広がるなどの効果が見られた。その結果、子供たちに多様な経験をさせることができ、成長につながっていると

の説明を受けております。

次に、スクールアシスタント派遣事業です。西中学校へスクールアシスタントを派遣し、生徒がさまざまな悩みや不安、問題を効果的に引き出し、生徒が楽しく安心して生活できるよう、自己指導能力の育成を支援する相談活動のあり方を探ることと、不登校傾向の生徒のカウンセリングや家庭訪問を通して、学校復帰への支援を行っているとの説明を受け、委員よりいじめの問題は調査しているのかとの問いに、緊急調査を行ったが、ないわけではない。内容までは記載されていなかったが、小中4校合わせ、3件ぐらいあるということ聞いています。また、この件に関しては、各校の先生が慎重に対応をしているとの答弁でありました。

次に、給食調理等業務委託です。委員より給食の供給に影響が出るようなトラブルを未然に防止したとはとの問いに、年数もたっていることから蒸気漏れが頻繁に起こるなど、調理器具の緊急的な補修を行ったとのことでありました。また、今年から業者に点検をお願いし、25年度に予算計上できればと考えているとの答弁でありました。

以上、すべての質疑が終わり、認定第1号の関係部分について反対討論はなく採決に入り、委員全員で賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算中関係部分であります。

初めに、町民生活課です。国民年金事務費は、4月の人事異動に伴う1名分の入れかわりでの調整分であります。

次に社会教育課です。社会教育総務費、コミュニティ助成金は10万円の減であるが、これは財団法人自治総合センターからの黒谷地区公民館の備品整備に対する助成金であります。この事業を行う中で、減額した理由としましては、計画していた購入備品が製造中止になったため、型番やメーカーを変更したことにより、事業費総額が下がり10万円の変更が生じたものであるとの説明を受けております。

次に、体育施設費についてです。体育施設費は、中古のバスケットボール台1組の購入に関する経費と、総合体育館のバスケットボールコートラインの塗りかえ費用を計上しております。

総合体育館は、バスケットボールコートが2面現在ありますが、移動式のバスケットボール台が1組しかないため大会などが行われることがなく、主にスポーツ少年団の練習で使用されるのみとなっております。現在のバスケットボール台も古く、20年経過しているということがございます。メンテナンスは必要であるところ、今回福岡のプロバスケットボールクラブ所有のバスケットボール台1組の譲渡の話があり、調査の結果、若干の破損やさびはあるものの、メーカーによるメンテナンスをすれば使用に関しては問題ないことから、予算計上したものであるとの説明を受けております。また、本体の購入費に関しては42万円、福岡からの運搬料。手数料ですが79万6,000円。これは、搬出搬入のときに解体、組み立て費用、またメンテナンス料も含んでいるとのことでした。

また、体育館のバスケットボールコートラインの塗りかえ費用についてですが、これ

はバスケットボールコートライン等のルール改正があり、平成25年3月31日までに変更しなければならないことになっているとの説明を受け、委員より塗装の方法はとの問いに、ラインの変更方法はラインを研磨、剥ぎ取る方法で行うとの答弁でありました。

次に、健康福祉課です。児童措置費、環境づくり基盤整備事業費、これまでなでしこ児童館へ直接補助されていた補助事業が、平成24年度より一般財源化にて市町村へ財源移譲されたことに伴い、平成23年度の補助実績額、国と県分を今回補正するものであります。

障害福祉費。障害者自立支援対策臨時特例交付金事業です。旧体系施設の経過措置が終了する平成23年度末までの移行期間を踏まえ、新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、移行期間内の円滑な移行推進することを目的とする事業です。平成18年度から平成24年4月1日の間に施設が事業転換した場合、新体系移行後の報酬が旧体系における90%を下回る場合にその差額を助成するものであります。

次に、障害児通所支援事業です。療育手帳B1を有する親で、療育手帳B1を有する障害の子をわかば園に通所させるための措置であり、1名分であります。

次に、障害者相談支援費です。障害者相談支援は、町の指定した事業者が通所支援利用にあたってのアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害者支援利用計画を作成。支給決定後は、利用計画の作成、事業者等との調整、サービスの利用状況を検証し計画の見直しを行う。

なお、計画については平成24年度から26年度は、移行期間のため任意であるが、平成27年度からは本実施となります。移行期間中は任意であります。24年度からも本実施となると200名弱が対象となるため、事業者及び利用者の混乱も予想されるため、今年度下期から徐々に計画作成対象者を拡大していく予定であるとの説明を受けております。

次に、衛生費保健衛生総務費です。西都児湯医療センター負担金平成23年度夜間急病センターの事業の人件費を、平成23年度の利用者3,139人のうち、高鍋町のセンター利用者239人に応じた割合で案分したものを助成するものであります。

次に、老人福祉費需用費です。認知症患者の介護は、ほかの人からみると介護していることがわかりづらいため誤解や偏見を持たれ、困っている家族介護者も多いということです。そこで、介護を行う人が、介護中であることを周囲に理解してもらうため、介護マークを作成し介護者へ配布し、介護者に優しい社会づくりを目指すとの説明を受けております。

次に、老人福祉費備品購入費及び工事請負費は、健康遊具の購入、設置するための補正であります。これは認定のほうでも言いましたけれども、視覚障害者、聴覚障害者を初めとする障害者は、障害がハードルとなり日常的に屋外で運動する機会が少なく、自宅や施設での活動が中心となっております。また、障害者は日常的な運動不足により、健常者より動脈硬化等を初めとする生活習慣病の危険因子である肥満、高血糖など重複発症してい

る場合が多く見られております。

そのため、町の中心地にある中央公園に健康遊具を設置することにより、障害者の運動機能向上、引きこもりの防止を図るとともに、健康遊具の利用を通して障害者と健常者そして子供たちの交流を図るとの説明を受け、委員より設置場所はとの問いに、中央公園と町内で高齢者人口の最も多い地区の1つである正ヶ井手地区を予定しているとの答弁でありました。

次に、老人福祉費高齢者と障害者の居場所づくり補助金です。県の地域支え合い体制づくりの事業費補助金を活用し、町内の65歳以上の高齢者を対象に、シニアサーフィンスクールを開催し、高齢者の生きがいづくりとボランティア活動等の社会参加を促す。また町内の障害者通所施設や町外の特別支援学校に通学する障害児を対象としたサーフィンスクールを開催し、あわせて障害者生きがいづくりを図るものであるとの説明を受け、この事業はどこが行うのかとの問いに、特定非営利活動法人高鍋ライフセービングスポーツクラブに補助するとの答弁でありました。

最後に、教育総務課であります。学校管理費、東小のほうです。東小工事請負費であります。東小学校運動場屋外照明施設等設置工事になります。現在は、小中学校児童生徒の利用が中心となっておりますが、学校体育施設開放事業を活用し、社会人陸上愛好者そのほかにも多目的に利用できるような体制づくりを進め、社会体育の普及を図っていくとの説明を受け、委員より設置場所はとの問いに、東側高鍋高校側とのことであります。第4棟空調室により電源を取得する予定であるとの答弁でありました。

次に、教育振興費になります。河原肥料店から今回も100万円の寄付がございました。これを、東・西小中学校4校にそれぞれ25万円振り分けております。寄附者である河原氏からの要望もあって、音楽に関係ある備品を購入するものであります。委員より購入計画に上げている物品はとの問いに、以前より学校側から購入希望のあった物品をそれぞれ計画しているとの答弁でありました。

最後に、中学校学校管理費東中学校需用費修繕料になります。降り続いた雨の影響により東中学校生徒玄関口前の砂利部分が大きく陥没したため、計上しております。給食配送車が通る場所であったため、急遽業者を現場に呼び、まず原因特定のため掘り出したところ、内部にコンクリート製の構築物があるのを確認しております。その構築物の側壁には、大きな穴があいており内部が空洞となっていたため、そこへ雨と一緒に土が流入し陥没に至ったようであったとのことでありました。原因確認後は、埋め戻し、後日内部の構築物を撤去、再度埋め戻し陥没をなくしたとの説明を受けております。

以上、すべての質疑が終わり議案第35号中の関係部分について反対討論はなく採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 1点だけ、学校の支援の中で、報告の中で、人材バンク投入というところがあったんですが、これは具体的にどのような人材を確保してどのような支援活動を行っていくのかということは、ちょっと説明がなかったように思うんですが。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） その人材バンクという説明は受けておりますが、その中味に関しましては、どのような方が登録されているのかというまでは聞いておりませんでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算第2号中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 障害者とか高齢者と、多分私の聞き間違いだったらごめんなさいですけど、高鍋ライフセービングと契約をして補助金を出すとおっしゃったような気が、説明があったような、報告があったような気がするんですが、具体的にどんな内容で、例えばライフセービングだから、恐らく海を使ってされるのかプールを使ってされるのかその辺はちょっとわからないんですが、期間が、やっぱり海であれば期間がすごく限定されると思いますし、今補助事業を出したら、もう海も多分海水浴場も閉鎖されておりますので、どこでどうされるのかなって、そして危険じゃないのかなというのとか、例えばどういう場所を使ってするのか、やっぱりプールならプールじゃないと、やっぱり障害者の皆さんとか高齢者であれば、かなりサーフィンボードを使ったりとかいろんな物を使ったりしていくのであれば、サーフィンボードは大きいですので、多分サーフィンボードじゃなくて普通のちっちゃいボードを使ったりとかしてされるんじゃないかなというふうに思うんですけど、具体的な内容が報告の中でなかったもんですから。金額的にどうなるのかなと、これから冬に向かってどうなるのかなっていう、ちょっと気になったところですので。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 済みません。詳しく説明したいと思います。

こちらのまず期間といたしましては半年。要はこの補正が無事通りましたら、10月から3月までの6カ月間。で、内訳に対しましては備品購入費としましてサーフボード、ボディボード、ウェットスーツ、これは冬用です。あと、秋冬用もあります。それを14着ですね。先ほど言いましたサーフボードも7本、ボディボードも7本を備品購入いたします。で、使用料といたしまして、AEDです。レンタル代を5,500円の6カ月分。保険料も当然8万4,000円かかっており、賃金に関しましては、講師1人当たり1人になりますけども、6カ月分を計上。インストラクター1人に対しても6カ月分計上

しております。これが講師に関しましては、90万円、6カ月で。もう1人、インストラクター6カ月分に関しましては、64万2,000円になります。基本的には海のほうでやるということになりますので、こんな説明でよろしいでしょうか。ちょっと……。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が心配したのは、確かにサーフボードであったりボディボードであったりとか、冬用のそのものを装着していると。健康な人なら私心配しないんですよ、健康な人であれば確かにその2人で大丈夫かなと。14人一度に来たら、健康な人でも恐らく最初にするときには、マンツーマンでされるだろうと思うんです。だから、極論をいうとやはり協力者が、例えばボランティア活動でもいいんですけど、やはりある程度ちゃんとした団体でないと、そういうことお願いしてもし万が一事故でも起きたときには、一体じゃあ誰が責任とるのって。で、やっぱり心配するわけです、こっちとしては。そういうものを町でされなければ、何も事故に遭わなかったのについていう結果にもしなったときに、もうこれ補助してるからその団体で責任持ってくださいねみたいな感じでなってしまうと、非常に私はまずいかなという気がしたんです。

だから、ある程度人員が確保されて——例えばの話ですよ、これ。だから、例えばプールでされるのであれば、ある程度囲いの中であり、健康づくりセンターの中にあるということから考えると、余り問題は発生しないのかなというふうに思うんですね。

これが、例えば障害者とか高齢者の人たちっていうことになってくると、屋外でするときに本当にどうなのかと。逆に言えばそういうことを名目に、ただサーフボードとかボディボードとかを買うだけじゃないのかと、そして人件費だけをただ費用負担するだけじゃないのかと、結局終わってみたら誰もいなかったと。そこに誰もいなかったということになったら、またこれは正直な話言って、補助金なり何なりを出していくときに非常に大きな問題になりはしないかと。

私、高鍋の町民としては確かに海を宣伝していくために、そういったサーフィンをされている方、サーフボードとか、そういうものを購入するっていうことは非常に皆さんに広めていくということは、すごく有意義なことだろうと私は思うんですね。これがやっぱりある程度限定されてしまうと、非常にあと危険が伴うとか、海の中に投げ出されたときに、じゃあどう救助をしていくんだとかいうことになったときに、やはりインストラクターも補助員も1人1人というのであれば、ちょっときついなという感じがしないでもないわけですよ。

例えば学校なんかで、障害児っていうか障害児が入学するときであれば、先生もかなりフォローしていくし、耳が聞こえない場合には、やはりそういう補助をできる人をちゃんと一人分確保して、そして、まあマンツーマンっていうわけではないんですけども、それに近い形で予算を計上して来られたと思うんですね、今までね。

そういう経緯がありますので、やはり、かなりここは慎重に審査をしていくべきだったんじゃないかなというふうに思うんですね。そうしないと、やはり、もし後で、もし万

が一事故が起きた場合に、対処方法が私たちが決定していけば対処方法がない。やっぱり議会で最終的には決定していくわけですから、やはり責任を持つ体制を、私たちに決定はしたけど責任はないよという態度ではないと思うんですよ。議会議員のあり方としてね。だから決定していけば必ずそこには責任を伴うというふうに私はいつも思っておりますので、非常にこれは危険を伴う分野じゃないかなというふうに思わないではないんです。

だから、例えばハワイ、アメリカあたりでも、障害者向けにこういうことをやってらっしゃる団体があるんです。でも、会員数を聞くとやっぱり150名とか160名とかいう中で、そしてその人たちが交代で来た子供たちの、障害児を含めたですね、そういう人たちの対応に当たっているということをこの前テレビでも放映されておりましたので、当然私もそういうところでリハビリを進めていったり、障害を持ってらっしゃる子供さんでも、その子供の能力をアップさせていくっていうことについては非常に有意義な方法だろうとは思いますが、なんせね、私今聞いたら、体制が非常に状況的に余り、私的には余り感心できない状況というのがあるなというふうに思ってしまったんです。まあ、報告を聞く限りですよ。もっと細かい報告を、説明を受けていたら、ひょっとしたらこういう質疑はしなくてもいいのかもしれないかもしれませんが、そのような細やかな配慮というか、した委員会の中でそういった議論がなされてきたのかどうかっていうのが非常に委員長の報告だけでは見えてこない部分がありましたので、どのように審査をされていたのか、私ちょっと気に、ここがちょっと引っかかってしまいましたので、説明をよろしくお願いします。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 今の安全の確認、安全性です。

説明の中で、今回このサーフィン主体をするということで、まずターゲットというのがあります。まあ確かに障害者というふうにも当然入っておりますけども、その定年退職された高齢者の特に男性の方が主なターゲットという話を聞いてます。これは、女性のほうは高齢者の方は自分たちでいろんなことをやっている。ただ、男性の方に関してはどうしても家にいて、まあ、ごろごろ、ごろごろといったら言い方は失礼ですけど。そういうふうに行われている方が多くて、要はだんだん内向的になってくる。

そこで、高鍋という町は、今は東川プロがサーファーで、いらっしゃいますし、サーフィンとしても絶好の場所であるということで、今回外に出すということを目的に、もっとその仲間をふやしてもらいたいとかいう思いで説明を受けたというところがあります。

確かにそれ今安全性とか言われますと、ちょっと何て言うんですかね、言葉に詰まるところなんですけど、私自身も昔ちょっとサーフボード乗ったことあるんですけど、このウエットスーツというのが意外にきちんとなっておりまして、何て言えばいいのかな、心臓麻痺とかそういうのは起こさないようにきちんと指導をしていってくれるということで聞いておりますけども、そうですね、これ以上のちょっと説明とかも聞いておりません。で、そこはインストラクターと講師が1人ずつついて、どのような体制で、もしかしたらその2人で1人を教えるのか、1人で2人を教えるのか、ちょっと私どもそこまでは聞いて

ておりませんでしたので、そこら辺はまた経過を気にしながら、どういうふうにやっていくのかというのをまたちょっと調べないといけないのかなと、そういうふうには確かに思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が、高齢者、確かにうちの夫も定年退職して10年たちますので、確かに家でごろごろしてる人もたくさんいらっしゃるかもしれないけど、具体的にそういう人たちを引っ張り出そうという企画っていうのを、健康福祉課を含めていろんなアイデアを出してやってらっしゃる部分というのはいっぱいあると思うんですね。

私が気になったのは、高齢者と障害者のという方向、委員長のそういった報告を聞いて非常に気になったのは、だから余りにもその指導される方とインストラクターが少ないと。だからこれをフォローしていただくような、例えばNPO法人なり、それがあってちゃんとそこがちゃんと受けますよという形であればいいんだけど、これがもし終わった後で、ただ、ウェットスーツを買うとかそういう備品を買うお金に充てて、結局誰も来なかったと、基本的にね、誰も来なかったといった場合、私は恐ろしい。予算を出すときに、やはりただそういったものだけで出したのって、簡単に出してしまったのと。

だから私は、例えば定年退職をされた方々の中から、私たちがサーフィンを近くに海があるんだから習いたいなという思いを持って、確かに宣伝によく出てこられる日南の方なんかは、60歳か70歳ぐらいで始められたという方が宣伝に出てこられるんですね。これいろんな薬の宣伝か何かに出てこられる方で、サーフィンをされてる方が出てくるんですけど。確かに高齢者でサーフィンをされて、ああやって本当にのめり込んでやってらっしゃるという方も確かにいらっしゃると思うんですけど、やっぱりほんのわずかだろうと思うんです。

特にあそこの日南のところでは、子供さんたちも授業の中でサーフィンをやってるという地域なんです。まあ高鍋は地域的に確かにサーフィンというのは非常に場所としてはいいというお話を聞いてますが、例えば小学校でサーフィン部があるわけでもありませんし、どこであるわけではありませんし、そういう意味で非常に私はここについて、何で審査がもう少しちょっとちゃんとできなかつたかなというのが非常に気になっているんです。私が一番気にしているのは事故のことだけです。だから、マンツーマンでされるのか、やっぱりその辺のところの確認をされたのかどうかっていうか、非常にそこが気になるわけです。

だから、例えばこんな事業があるんだよということを改めていろんな国も県も、改めていろんな形で事業をつくっていった負担金とか補助金とかやっている部分が多いんですけども、やはり負担金、補助金をやる以上は、後に決算になれば、必ずその効果、成果について評価をしないとイケないわけですね。やってみただけ、何の成果もなかった、誰も来なかったというのでは、非常に私はまずいだろうと思うから言ってるわけですね。だからそのときに例えば、高齢者で退職した人じゃなくて、若い人が来たといったときにはじゃあどう対応するのと。だから余り、言い方悪いんですけど、余り限定してしまうと

よくないんじゃないかなというのが私の考えなんです。

だから、例えばどこで予算を出すかなんですけど、健康づくりで全体の社会福祉費などでばっとう、老人福祉費というか、そういう社会福祉で全体で福祉健康づくりで出していくんですよということであれば、まだいいかなと思ったりするんですけど、余り限定されちゃうと、そこにどうしても目が行っちゃう部分があるから、その辺のところの議論はなされなかったのかなとちょっと気になったから質疑を展開しているわけです。

○議長（山本 隆俊） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） 先ほどの、ほかの方が来られるとかそんなときどうするのという話なんですけども、教室は教室で別にNPO法人のほうではやられてるということですから、多分曜日をずらして、済みません、これは確認とっておきませんが、きちんと責任持ってやってもらって、教室とかやってもらってるということでしたので、それは、この事業以外の話です。今のはですね。ですので、その曜日をずらしてされるということだと私は思ってます。そこはきちんとそれ以上詳しく聞いておりません。

要は、その事業をやって誰も来なかったというふうに、それだと困るよと、まあ確かにそれはそうであると思いますけども、それは当てが、当てがあつてというか言い方はおかしいと思いますけども、これをやりたいということには、きちんと、まあ高鍋が海に面した町ということですから、当てが一人もいないというのはちょっと私は考えられないんです。もう正直言いまして。これをするからにはちゃんと告知もやりますでしょうし、こういう町外の障害者通所施設とかにも連絡は当然とる。で、そこでまずやって見てもらうという、まあそれが全員というのは多分私も無理だと思います。

だから、そこに関してはその安全性を第一にやってもらう。これに関して、全くゼロというのを、今のうちにまだ始めてもいないことに関してそういうふうに言われると、ほかの事業とかも全部そうなんじゃないですかと言いたくなるんですよ、私的には。

まあ要は、これに関して、私もゼロだと本当におかしいことだと思いますけども、やる以上は、きちんと計上した以上はきちんとやってもらうというのを念頭に置いておりますので（発言する者あり）え、答えが違う。（発言する者あり）そしたら、ちょっと私の恣意的意見が多かったようで申しわけございませんでした。

今、7番議員が言われたことに関してそれ以上の質疑、質問はございませんでしたか。これ以上答えようがございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

これで、質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を

行います。この決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

成果表から見ると、町長の施政方針に従って成果の見られる箇所も多いことは評価できます。また職員が大幅に削減される中で、職員は少ない人数で力を発揮していることも見受けられました。しかし、商業関係の支援については見られますが、第1次産業関係については例年どおりで特筆すべき箇所が見当たりません。また、住民要求実現にも予算が足りないのか、残された道路や災害時対応できる予算編成が少なくなっていると思います。

確かに国の予算配分で地方交付税が減らされる中で23年度は増加したものの、財政計画に乗せても随分と待たされているのが現状です。

また、めいりんの里の財政問題については、従前から私は経営改善について質問を行い、改善策を示されないまま、結局は町が1,800万円も貸し付けを行い、3年払いで入湯税は平成24年からですが、取らないという方向になりました。めいりんの里については、町長が社長を務める第三セクターです。だからこそ、慎重に運営を心がけるべきですし、働く人も大事ですが、めいりん温泉を楽しみにされている住民の方のためにも一丸となって経営改善を図るべきところを放置した責任は大変重いと感じております。1,800万円あれば、子供の医療費の助成の年齢を引き上げ、支援できる金額です。使い道はほかにもいろいろあると思います。これ以上の責任転嫁をするべきではないと考え、反対をいたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。

この決算に対する総務環境常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は認定、産業建設常任委員長の報告は不認定とするものです。したがって、原案について採決します。この決算は原案のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 賛成者の討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正について、賛成

の立場で討論をいたします。

独自での災害本部立ち上げができることは、ニーズに合った改正と考えます。願わくば、情報収集、伝達が素早い対応ができることを希望して、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正については、委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第34号高鍋町税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 賛成討論はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第34号高鍋町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

さまざまな寄附金があります。小額の方もおられますが気持ちは同じです。災害の時、被害者へほんのわずかな気持ちと、分け合い、ともに生きる喜びを分かち合う光景はほほ笑ましいものです。そんな気持ちに応える改正と考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第34号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告の通り決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第34号高鍋町税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算第2号について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算第2号に対して、賛成の立場で討論を行います。

主なものは4月の人事異動に伴う給与などの調整ですが、この中には人員削減に伴う職員の状況がわかる場所もあります。この案件には賛成ですが、町長にお願いします。心が病んで、仕事ができなくなるというのは本当に辛いものだと思います。これ以上の人員削減をせずに、職員を心身ともに健康な状況で住民サービスを行えるよう配慮していただきたい。心と身体が健全でないと、笑顔で住民サービスは大変です。

私は新富町で28歳の若さで命を絶った職員の状況をずっと調査をしてまいりました。途中で涙が出るくらい本当に辛かっただろうと思える状況でした。誰にも相談できない、誰にも愚痴を言えない、その状況をつくらないように配慮するための管理システムが高鍋町には存在していると、当時の副町長から聞き及んでおります。

これ以上の職員削減をせず、地域住民に対しても地方公務員の激務状況を理解していただける機会をつくっていただきたいと要望して、賛成討論といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算第2号は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。13時から再開したいと思います。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第5. 議案第32号

日程第6. 認定第2号

日程第7. 認定第3号

日程第8. 認定第4号

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

日程第12. 認定第8号

日程第13. 認定第9号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第13、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上9件を一括議題といたします。

本9件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは、平成24年第3回定例会におきまして、平成23年度の特別会計等決算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第32号の1件と認定2号から認定9号までの、平成23年度特別会計決算8件、合わせて計9件の案件です。

それでは、1件ごとに経過のあらましと結果の御報告を申し上げます。

去る9月10日から9月12日の3日間、第3会議室におきまして、委員長は副議長、副委員長は文教福祉常任委員長にて、議長及び議会選出監査委員を除く——2人はオブザーバーで——残り14名全員で構成する特別委員会を審査いたしました。担当課の出席を求め、慎重審査いたしました。その経過のあらましと結果を御報告いたします。

まず、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、上下水道課の説明で167万7,640円の未処分利益剰余金を減債積立金にしたいとの提案であります。委員より、減債積立金に充当するのが妥当なのか、また内部留保資金の将来についての想定はしているのか、また積立金の現在高は幾らになっているかの3つの質疑があり、担当課の答えは、現在の起債残高の状況から減債積立金として処分するのが適切である、内部留保資金の今後については十分想定をしている、減債積立金残高は836万876円であるとの説明でした。

採決の結果は、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、健康福祉課の出席を求め説明を受けました。歳入総額29億8,317万2,000円、歳出総額27億6,620万6,000円、差し引き2億1,696万6,000円の黒字、また積立金に1億3,675万9,000円を加え、その結果、今現在積立金総額は4億391万2,000円となった。なお、平成21年度に県から借りました8,800円の償還が始まり、これから5年間かかって返済して——あっ、8,800万円です。ごめんなさい——の、償還が始まり、5年間にわたって返済するとのことでした。

国民健康保険事業は、景気の低迷、高齢化の進展、厳しい財政運営の中、当町も適正な課税、収納率の向上、基金の造成、特定健診受診率の向上などを目標として、健全な財政運営に努めてきたとの説明です。

質疑に入り、まず国保税の収納に関し、現年度分と過年度分どちらを優先して徴収しているかという質問に対し、現年度分を優先しているとのこと。また、高額な疾病予防に関する啓発を行っているのかに対し、健診を受けられた方を中心に戸別訪問指導を行っているとの回答でした。

審査の結果、認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号です。高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。歳入総額4億1,503万7,000円、歳出総額4億1,442万4,000円、差し引き61万3,000円の黒字となっております。

県全体の医療費の特性について説明があり、質疑に入り、滞納者の生活困窮者の基準があるのかという、これに対し収入の状況や家族構成等、個別に事情が異なるため一律な基準はないが、今後は国保税と同様、財産調査等を行い、より明確に処置をしていきたいと

いう回答でした。

また、これは要望ですが、めいりんの湯の温泉券の交付について、担当部署間の連携をもって積極的に利用促進の啓発を行ってほしいとの意見が出されました。

審査の結果、認定第3号高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、上下水道課の説明を受けました。歳入総額3億7,919万9,000円、歳出総額3億7,870万5,000円、差し引き49万4,000円の黒字。

質疑に入り、長寿命化計画により見えてきたものはとの質問に、土木建築構造物については、さしたる老朽化は見られない。ただし、電気機器については供用開始後15年以上経過しており、経年劣化が見受けられた。また、長寿命化では震災における検討も行っているのかという問いに、計画策定時は平成22年度ですので、震災の経験を経えていなかったため計画に入っていないとの回答でした。

審査の結果、認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成全員で認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、歳入総額1,142万6,999円、歳出総額995万8,216円、差し引き146万8,783円で昨年同様の決算となっている。歳入については高鍋町、新富町、木城町各町の高齢者率により、負担金額を決定していること。歳出では、審査会に伴う委員の報酬と旅費であり、適正で効率的な運用を図っている。審査件数は延べ2,222件で、前年比272件の増であった。

質疑に入り、包括支援センターは介護を受ける前の段階の方たちにどのような対応をしているのかについて、平成22年、平成23年に行った高齢者ニーズ調査、それに基づく情報により、介護がつかなくても身体的に問題のある方に見守り支援を行っているとの回答でした。

審査の結果、認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、**※賛成多数**で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、歳入総額14億5,435万4,167円、歳出総額14億204万2,493円で、差し引き5,231万1,674円の黒字となった。歳出において、居宅サービスの伸びは前年比19.4%の伸びとなっており、中でも要介護1から5までの方の訪問介護が大きくなっているとの説明がありました。

質疑に入り、はつらつ教室の事業所をふやしたことによる予防給付費が減少したことへの検証はできているのかという問いに対し、予防段階でとどめていることによって、家庭負担を抑えているケースがあるとの回答がありました。また、地域密着型介護施設の職員の体制によってサービスが提供できなかったという内容について、利用者は困らなかった

※後段に訂正あり

のか、自治体として責任ある対応を行ってもらいたいとの意見が出されました。

審査の結果、認定第6号高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、※賛成全員で認定すべきものと決しました。（発言する者あり）ああ、6号、ごめんなさいちょっと間違えました。ちょっとお待ちください。ごめんなさい、じゃあ反対に書いてますね。タベ遅かったものだからつい。こっちが多数ね。

それでは訂正をお願いします。私は認定第5号を賛成多数と申し上げましたが、これは賛成全員で、第5号は認定すべきものと訂正をお願いします。したがって、認定第6号、これを賛成全員と言いましたが、ここは賛成多数の間違いでした。訂正をお願いいたします。

次に、認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について、昨年の、平成23年度中にも本年度中で清算金は終了するだろうということをお伺いしておりましたが、めでたく今年度、23年度3月末で清算金会計は終了を迎えることができました。特段の質問はなく、審査の結果、認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、産業振興課の説明を受けました。歳入総額1,642万2,000円、歳出総額1,442万3,000円、差し引き199万9,000円の黒字、ただし歳出総額のうち、積立金469万円が含まれています。

質疑に入り、決算審査意見書も指摘をされておりますが、単年度収支では1,331万円の赤字となっておりますが、この畜産農家の復興もあわせて今後どのように収益が伸びると考えているかという質疑に対して、経営体の入れかえはあったものの、ほぼ全農場とも使用開始している現状である。口蹄疫発生前の頭数には戻さずに、規模を抑えていきたいという畜産農家も多々あるということで、若干の使用水量の伸びは望めるけども、大きな伸びは期待はできないとの答弁がありました。

審査の結果、認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算について、総収益から総費用を差し引いた当年度純利益が167万7,640円。議案第32号でも見たとおり、同額を減債積立金へ積み立てようということでございました。

質疑で、津波を考えると、水道事業の浄水場は低いところにあるんだけど、大丈夫なのかという質問が、別の場所も考えたかどうかという質問が出ました。計画時には22年度に今の竹嶋の浄水場などの修理が行われてますが、22年度に計画した時点で津波の想定はしていないと、非常時には今現在、12時間はいかなることがあっても持ちこたえられる水量の確保はできているとの答えです。来年度の委託で、総合的な防災マニュアルを策定予定であるし、県中部地区の災害協定を今年度中に締結し、広域的な連携がとれるよ

※後段に訂正あり

うになるだろうという説明です。また、竹鳩浄水場からの配管は、橋を伝わって通っているがという質問に対し、これは耐震の心配とかそこなんでしょうが、ステンレス管の300ミリで耐震型になっているとの回答でした。

審査の結果、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算については、賛成全員で認定すべきものと決しました。

以上で、平成23年度特別会計等決算審査特別委員会に付託されました議案第32号1件と、認定第2号から認定第9号までの8件、合わせて9件の報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略します。

これから、1議案ごとに討論採決を行います。

まず、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第32号平成24年高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金（「23」と呼ぶ者あり）23年度、あ、ごめんなさい。平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、賛成の立場で討論を行います。

現在の水道事業では、確かに借入金返済に心配されておられる方もあるかと思えます。しかし、水道事業では、管布設に伴う減価償却費があり、借入金返済に支障を来す状況には陥らないと思っていますが、万が一の場合を考え減債基金に積み立てられることは、わずかでも安心感を与えられるものと考え、賛成とします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてこれから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に、反対の立場で討論を行います。

医療費削減について皆さんが努力をされていることは認めていますし、借入金、借り入れ返済分について一般会計から投入されていることも評価できます。互助的存在があっても、保険税収納に法的措置を求め、住民理解を深めていることも評価できます。

しかし基金がなくなれば、住民負担をわびながら大幅な引き上げを行い、基金が大きくなっても借入金があるうちの保険税引き下げはできないとばかりに、高どまりしている実態は見過ごせません。住民は税金に押しつぶされそうになっています。したがって、反対とします。

○議長（山本 隆俊） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

広域で行う事業は、確かに人件費などについて費用負担が少なくなるのはあります。保険料負担も単独からすると公平感はあると考えます。

しかしその一方で、事務量が不足しているのか自治体ごとの疾病については非常に曖昧です。特定健診などで早期発見、早期治療についてしほりをかけながら国はやっていますが、医療費の伸びは年々増加する一方です。県全体の広域化による高鍋町民への利益を考えたとき、賛成せざるを得ません。できるなら、自治体ごとの疾病の特徴及び元気で長生きしていただける政策を広域で取り組むことをお願いして、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これ

から討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

供用開始から15年経過、機材などの老朽化も進んでおり、修繕費がかさむ時期にかかっています。高鍋町はそれを見越して、長寿命化計画を取り入れながら、国、県の予算がないかと知恵を絞りながら住民負担を大きくしない工夫をしていると考えます。水洗化率から考えて、住民への周知徹底を努力されてる状況は理解できます。また徴収漏れ問題でもこれ以上のミスは許されないと、徴収及び事務についても努力は認めます。徴収漏れについて、これ以上の追求は無理かもしれないと気弱になる状況もありますが、一つ一つもときながら解決する姿勢を評価して、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

3町で行っている認定作業ですが、介護保険開始から12年経過したことによる認定作業はスムーズに行われていると考えます。しかし、介護保険を使わず元気でやっているつもりの方も、認定を受ければ介護度の判定ができ、使える要項があるやもしれません。保険料を支払うばかりで何も使わずに終われるなら、これまたいい人生でしょうが、知らずに認定を受けずに利用できるはずの介護保険を使わないまま人生を終わる方のいないように配慮されることをお願いして、賛成とします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第6号平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

国は介護保険利用者が多くなり、財政的に居宅介護を主要施策に置いております。認定をする中で、地域密着型事業所が閉鎖されたとの説明を聞き、びっくりいたしました。地域支援を行う約束はどこに、という思いで聞いたところです。

また担当課では、入所者からの意見などあったときは積極的に訪問するなど、包括支援と一体化しての支援体制を強化されたと判断していますが、今一步の活躍を期待して、反対とします。

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

頑張りましたと言いたい努力の結果です。粘り強く清算金の意味を理解していただきながら、徴収に努められた結果です。よって、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

全国でも特殊的な形で、雑用水利用について、法をしっかりと守れる形での水の使い方をなされていることに賛成です。また、雑用水での利益は、一ツ瀬事業全体で修繕費などに充てられる基金積立も行われており、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり、認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 次に、決算に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。安心・安全な水を安価で提供できることが水道事業の大きな目的だと私は考えます。そのための努力を惜しまず、邁進されていることについて評価できます。また、水道料徴収の背景には大きな努力もうかがえます。

また、個人利用者などへ漏水があるようだと思うときには検査時に投げかけ、早急な対応ができる体制が構築されて住民の方から喜ばれています。

したがって、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、認定第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定と

するものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。

したがって、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14. 議案第36号

日程第15. 議案第37号

日程第16. 議案第38号

日程第17. 議案第39号

日程第18. 議案第40号

○議長（山本 隆俊） 日程第14、議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第18、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、時任伸一議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（時任 伸一君） それでは続きまして、議案第36号から議案第40号までの計5件、報告いたします。

この平成24年度の特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、今、申し述べたとおりですが、同じ委員会で同じメンバーでやっていますが、今回は予算審議でありますので、議会選出監査委員も入ります。議長だけがオブザーバーとして、残り15名全員で審査をいたしました。

それでは、まず、議案36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御報告します。今回の補正は歳入歳出それぞれ3,055万3,000円を追加し、予算総額をそれぞれ28億4,586万円とするものです。補正の主なものは、非自発的失業者管理システム改修費の増額、各支援金、納付金等の納付額確定に伴う増額及び減額。平成23年度事業実績に伴う国庫支出金償還金の増額等であります。

歳入では、平成23年度交付額確定に伴う特定健診等国・県負担金、療養給付費等交付金の増額、職員給与費相当分の一般会計繰入金の増額等であります。

質疑で、非自発的失業者は年間何人ぐらいおるのかという質問に対し、年約80人程度であるという答えでありました。審査の結果、議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出それぞれ66万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億2,235万9,000円とするものです。

質疑もなく審査の結果、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更がなく、繰越金を各町負担金にそれぞれ調整するものです。

審査の結果、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は歳入歳出それぞれ5,585万7,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ15億6,141万3,000円とするものです。補正の主なものは、平成23年度交付額確定に伴う介護給付費等国・県負担金の増額、職員給与費相当分の一般会計からの繰入金金の増額等であります。歳出では高額医療合算介護サービス費の増額、平成23年度の事業実績に伴う国庫支出金の償還金の増額等、介護給付費基金積立金の増額です。

質疑では、基金積立を行う目的、基金残についての問いに対し、3年ごとの介護保険事業計画中に積み立てた基金を取り崩すことにより、次期保険料設定を抑えているというお答えです。平成24年3月時点では2億2,253万789円であり、平成24年度中取り崩し額4,000万円。今回の積み立てにより、2億1,067万4,789円となります。

次に、要介護認定者774名、施設介護利用者の要介護5の方の人数は、との問いに59名の要介護5の方がおるという回答であります。

審査の結果、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、賛成全員で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号平成24年度一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、歳入歳出にそれぞれ199万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万4,000円とするもの。23年度決算に伴う純繰越金の計上と積立金の減額、水利権更新委託費を計上するものとの説明を受けました。

質疑では、更新期間によって委託料は変わるものかという問いに対して、期間は5年で期間が変わっても委託料の額は変わらないとの答えでした。

審査の結果、議案第40号平成24年度一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託されました5件の案件の報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、特別委員長報告を終わります。質疑については全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案の賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第36号、平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

世の中の不況を考えた時、国民はいずれかの保険事業に属することになっており、相互扶助として医療機関にかかれる制度です。しかし、昨今の経済事情でリストラなどの予期せぬ事態の中でも、病気は待ったなしです。そのことを考えた時、非自発的、いわゆるリストラなどの自分の意思とは関係なく仕事をなくしたときには、保険税などの減免措置が行われてきましたが、そのためのシステム改修費用などや概算払いで行われていた国庫への返還などの予算でやむなしと考え、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案36号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

下水道台帳を作成し早急な対応をしたいとの考えがあり作成を行ったところ、減額処置となり経営努力を認め、賛成とします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

次期保険料改定の折、保険料減額のため基金積立されるということで、次期保険料が減額されることを期待して、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論します。

水利権更新について、今回で、懸案となっていた畑田土地関係についても整理したいとの見解を伺い、一安心です。これからも、水利権が確保され、畜産関係者などの活用が図られ、口蹄疫からの復興ができるようにと、賛成をいたします。

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。

したがって、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 発議第6号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第19、発議第6号二次医療圏設定変更に関する意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 発議第6号二次医療圏設定変更に関する意見書についてであります。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、徳久信義。賛成者、緒方直樹、後藤隆夫、時任伸一、津曲牧子、以上であります。

二次医療圏設定変更に関する意見書。読むことによって、説明にかえさせていただきます。

厚生労働省は、ことし3月30日、各都道府県に対し、新たな医療計画を策定するよう通達を出した。それによると、これまでの4疾病6事業から、新たに精神疾患を加えた5疾病5事業及び在宅医療に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制に関する事項を初め、医療圏の見直しについて、人口規模が20万人未満で、かつ、一般病床の流出患者割合が20%以上となっている二次医療圏については、設定の見直しを検討することになっている。

なお、設定の見直しを検討するに当たっては、二次医療圏の面積や基幹病院までのアクセスの時間等も考慮することが必要であるとも言っている。西都児湯医療圏では、人口約10万5,000人で、流出患者割合は40%を超えていることから医療審議会での検討の対象となっている。

国は、二次医療圏の設定を変更しない場合には、その考え方を明記するとともに、医療の需要状況の改善に向けた検討を行うこととしているが、現在、西都児湯地域では5疾病のうち脳卒中、糖尿病に対応し、5事業についても2次救急医療、災害医療、僻地医療に対応している。さらに、今後は急性心筋梗塞にも対応できるよう、一層の充実を図ろうと計画しているところである。

万が一、西都児湯医療圏が隣接する医療圏と統合されたら、病院施設は都市部に集中し、1市5町1村の総面積1,150平方キロメートルを超える広大な面積に住む住民や患者は、一番近い基幹病院に行くにも遠いところでは2時間以上もかかり、病気を患った患者にとって、体力を消耗し、心身に与える影響や経済的負担は増大する。

また、人口の減少にも拍車がかかり、県土の均衡ある発展を目指す上からも、むしろ地域医療の充実を図り、患者の流出を食い止める努力をすべきである。

よって、県におかれては二次医療圏の設定変更を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月21日、児

湯郡高鍋町議会。提出先、宮崎県知事。

以上であります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、討論を終わります。

これから、発議第6号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。

したがって、発議第6号二次医療圏設定変更に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第20. 議員派遣の件について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第21. 閉会中における株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第21、閉会中における株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における株式会社高鍋めいりんの里検討特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 2. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 2 2、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 3. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 2 3、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 2 4. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 2 4、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成 2 4 年第 3 回高鍋町議会定例会を閉会します。

午後 1 時 55 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員